

大玉村国土強靱化地域計画



令和2年7月
大玉村

【目次】

第1章	はじめに	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
第2章	基本的な考え方	
1	基本目標	2
2	事前に備えるべき目標	2
3	強靱化を推進する上での基本的な方針	3
第3章	地域特性	
1	大玉村の自然的条件	5
2	大玉村の社会的条件	6
3	大玉村における主な自然災害リスク	7
第4章	脆弱性評価と強靱化の推進方針	
1	脆弱性評価	9
2	評価結果	12
第5章	強靱化の推進方針	
1	強靱化の推進方針の策定	19
2	脆弱性評価と推進方針の具体的内容	19
第6章	計画の推進	
1	推進体制	57
2	進捗管理及び見直し	57

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）は、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路などの基幹的な交通基盤の分断、農業用ダムが決壊、堤防や港湾施設の壊滅的被害など、産業・交通・生活基盤において、県内全域に甚大な被害をもたらした。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）は、若い世代を中心とした県外への人口流出や県内全域のあらゆる産業に及ぶ風評を発生させるなど、県の基盤を根底から揺るがす事態を引き起こした。

こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、国は、平成 26 年 6 月に基本法第 10 条の規定に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みが整備された。また、福島県は、平成 30 年 1 月に「福島県国土強靱化地域計画」を策定した。

本村においても、東日本大震災並びに令和元年東日本台風から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築し、安全で安心なむらづくりを推進するための指針として、「大玉村国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定します。

また国の「国土強靱化基本計画」、福島県の国土強靱化地域計画である「福島県国土強靱化地域計画」と調和のとれた計画とすると同時に、「第五次大玉村総合振興計画」、「大玉村地域防災計画」との整合を図りながら「強くしなやかなむらづくり」という観点において各種施策等を推進する上での指針となる計画として位置付ける。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和 2 年度から令和 7 年度の概ね 6 年間とする。

その後は、「第五次大玉村総合振興計画（前期・後期）」を踏まえ 5 年間とするが、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

国の基本計画を踏まえ、本村における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定する。

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 本村及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興が図られること

2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定する。

- ①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国の国土強靱化の理念及び基本計画及び県の地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本村における強靱化を推進する。

(1) 強靱化の取組姿勢

- 本村の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討する。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- 地域の特性を踏まえて地域間が相互に連携・補完し合うことにより、各地域の活力を高めつつ、本村全体の災害等に対する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせる効果的に施策を推進する。
- 国、県、村、住民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国や県の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

(5) 「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進

- 持続可能な環境や社会の実現に向け、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献するため、強靱化施策の実施においては、災害時のみならず、平時にも効果を発揮し、同時に様々な社会課題の解決にも寄与するといった目標の達成に取り組む。
- 本計画の基本目標を達成していくことで、福島県及び国の強靱化へ貢献するとともに、地方創生にもつなげ、魅力ある大玉村をつくりあげる。

◆大玉村強靱化地域計画の施策で踏まえる主なSDGsの視点（ゴール）



大玉村国土強靱化地域計画では、SDGs 17のゴールのうち11「住み続けられるまちづくり」を中心に、3「すべての人に健康と福祉を」、7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、13「気候変動に具体的な対策を」、17「パートナーシップで目標を達成しよう」等のゴールを踏まえて施策を進めます。

第3章 地域特性

1 大玉村の自然的条件

(1) 位置及び面積

本村は、福島県中通り地方のほぼ中央にあり、郡山市、二本松市、本宮市と接する。また、県内主要都市である福島市と郡山市のほぼ中間に位置する。面積は、79.44 km²である。

(2) 地勢

標高は、北西端部に位置する安達太良山頂付近の1,650mから村の東部に接する阿武隈川の200mにわたる。安達太良山に水源を発する杉田川、百日川、安達太良川が村内を東流し、いずれも村外で阿武隈川に注いでいる。西部及び南部は、主として山林におおわれており、東部は主として平坦地で田畑が開かれている。

(3) 地質

本村の地盤形成は、安達太良山系の噴火活動による影響が大きく、特に和尚山の活動により、遠藤ヶ滝溶岩、前ヶ岳溶岩、仙女平溶岩、和尚山溶岩などが形成され、また、山麓部には山崎岩屑なだれ堆積物が堆積している。

村周辺の地層は、新第三紀中新世後期の高玉層が分布しており、カルデラ形成期の深沢火砕流堆積物と後カルデラ期のカルデラ湖埋積物及び火山岩類から構成されている。また、高玉層分布地域の東方では上位に大名倉山安山岩が噴出している。

これら安山岩質の礫などが河川の浸食と共に運搬堆積され、扇状地表層は粘土化した火山灰の層を成している。

(4) 気象

本村の気象は、日本海気候と太平洋気候の両気候の特徴を持つ中通り地方の気象である。

比較的温暖で風は弱く、雨量は7月から9月にかけて多く、この月の平均が150mm以上に達することもある。降雪量は山間部で約30cm（最深積雪量）はあるものの、平坦部においては少ない。

3月には、湿った空気が吹き込み春の大雪となることが時々ある。季節風による強風が吹き建物や農業用ビニールハウスなどに被害がでることもある。また、空気の乾燥する日が続く火災の起こり易い状態となる。

4月下旬ころは、降霜により農作物へ被害を与えることがある。また、新芽の出る時期までは、空気が乾燥し、火災の起こり易い状態が続く。

6月に入ると梅雨型の気圧配置となり、落雷・ひょうが起きることもある。7月に入ると梅雨前線の活発化により集中豪雨が発生し易くなって大小河川の氾濫や山崩れ等の災害が起こり易い。北東風が吹き込み低湿状態と日照不足により水稻をはじめとした農作物には、大きな被害をもたらすこともある。

8月～9月は台風も日本列島の南岸沖を東進するようになり、秋の長雨と台風による風雨が重なり大災害を起こし易い気象状況となる。本村に接近するような台風は年に2～3回である。

10月中旬からは、徐々に季節風が吹き始め気温も低下してきて、初霜が降りる時期になる。11月中旬には、結氷が見られるようになる。

12月上旬には山間部で降雪が見られる。12月中旬から2月にかけては、季節風が最も激しい時期で、期間中の降雪は、時々見られる。多いときは30cm程度である。しかし、寒冷度は厳しく、1月下旬から2月にかけて最低気温が摂氏0度以下の日が続くこともある。季節風が強いことから、地吹雪による交通途絶や構造物の倒壊などの被害が出ることもある。

2 大玉村の社会的条件

(1) 村の構造

本村は、昭和30年3月31日玉井村、大山村の2ヶ村が合併し、大玉村が形成された。

(2) 人口

平成27年10月1日現在の本村国勢調査人口は8,679人、世帯数は2,619世帯となっている。人口の推移は、昭和30年以降昭和50年までは減少を続けてきたが、昭和55年より増加に転じている。一方、世帯数も、昭和45年から増加傾向にある。

(3) 土地利用

平成22年における本村の土地利用については、森林が4,927haと村土面積の62.0%を占め、次いで農用地1,746ha(22.0%)、その他359ha(4.5%)、宅地294ha(3.7%)の順になっており、森林、農用地が土地利用上高い比率を占めている。農用地、森林などの農林業的土地利用が中心であるが、一般道路及び宅地による都市的利用については、今後も増加が予想される。農林業的土地利用が減少し、都市的土地利用の増加傾向は様々な原因が考えられるが、今後もこの傾向が続いていくものと考えられる。

(4) 交通

本村内外を結ぶ広域交通としては、国道4号をはじめ、本宮市、二本松市にインターチェンジのある東北自動車道が南北に走っている。また、平成9年10月には、それらと直結する磐越自動車道が全線開通している。

JR東北本線の最寄りの駅は本宮駅、杉田駅、東北新幹線は郡山駅、福島駅である。

3 大玉村における主な自然災害リスク

(1) 地震災害

本村の地形は、山地・火山地では小起伏、山麓地で占められている。丘陵地は小起伏、台地段丘は砂礫で占められており、低地は扇状地となっている。これらはいずれも、安達太良山の山麓から扇状地への展開を見せている。

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源としたモーメントマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、中通り及び浜通りを中心に県内11市町村で震度6強が観測された。本村では死者（震災関連死）が1名、住家の全壊は6棟、半壊（大規模半壊含む）23棟、一部損壊724棟に及んだ。また約2,400世帯が停電となり、村内265戸が断水にみまわれた。道路被害も著しく幹線村道5路線が通行止めとなる甚大な被害が発生し、本村の歴史上類を見ない大災害となった。

(2) 風水害・土砂災害

本村は阿武隈川流域に属し、おもな河川は4つあり、いずれも安達太良山を水源にしている。安達太良・百日・杉田の三河川は、阿武隈川に直接注ぎ、七瀬川は五百川に合流して、阿武隈川に注いでいる。以前は、沿岸には水害なども多かったが、現在においては、ほ場整備事業による河川の整備もされているのでその心配も少なくなったものの、全国的に大雨による災害の発生の頻度が高く、浸水被害等に見舞われるおそれがある。

また、本村は一部が山間に耕地や集落が散在し、大半は比較的平坦な場所に耕地、集落がある。台風、集中豪雨による河川の氾濫を受けやすく、一部にはがけ崩れの災害が起きやすい箇所が散在している。

本村では、これまでも台風や豪雨等の影響による風水害・土砂災害が発生した歴史があり、令和元年東日本台風において、大山字大作田地内に大規模な地すべり被害が発生した。

(3) 火山災害

本村には、安達太良山の活火山があり、自然環境による豊かさと安らぎを得る一

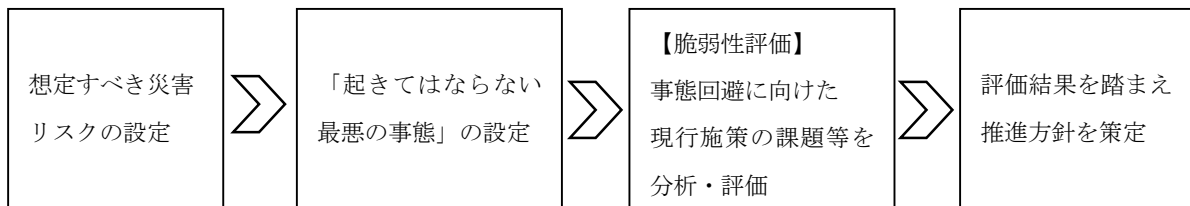
方で悲惨な火山災害も発生しており、気象庁及び仙台管区气象台火山監視・情報センターにおいて火山活動の観測・監視を24時間体制で行っている。

第4章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

1 脆弱性評価

(1) 評価の枠組み及び手順

脆弱性の評価は、本村を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本村が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するものであり、本村の強靱化に必要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なプロセスとして、次の枠組みにより実施した。



(ア) 本計画の対象とする災害リスク

過去の村内で発生した自然災害による被害状況を鑑み、各種災害に関する発生確率や被害想定を踏まえ、今後本村に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般について、本計画において想定すべき災害リスクの対象とする。

(イ) 「起きてはならない最悪の事態」の設定

第2章で設定した8つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、本村の地域の特性や施策の重複などを勘案し、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される25の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態 (25項目)	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	大規模な火山噴火・土砂災害・異常気象等による多数の死傷者の発生
		1-3	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所生活が困難となる事態
		2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化等
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産能力低下、経済活動の停滞
		5-2	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断される事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	河川の氾濫、水路等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出

		7-3	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(ウ) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策分野として、11項目の施策分野を設定した。

強靱化施策分野（11項目）	
1	行政機能／警察・消防等
2	住宅・都市
3	保健医療・福祉
4	ライフライン・情報通信
5	経済・産業
6	交通・物流
7	農林
8	環境
9	国土保全・土地利用
10	リスクコミュニケーション
11	長寿命化対策

(エ) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連する現行施策の取組状況や課題等を各部局等において分析するとともに、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための部局横断的な施策群をプログラムとして整理し、プログラムごとに脆弱性の総合的な分析・評価を実施した。

2 評価結果

以下に、脆弱性評価の概要を示す。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果概要
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・防災上重要な施設における耐震化の更なる推進を図ることが必要。 ・人的被害の軽減に向け、住宅の耐震化を進めることが必要。 ・耐震化に向け、住民への更なる周知や耐震化に取り組むための動機づけを進めることが必要。 ・火災を発生させないという前提のもと、発生した際の速やかな初期消火の体制づくりや消防力の強化が必要。
	1-2	大規模な火山噴火・土砂災害・異常気象等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・河川や水路の改修と計画的な補修・更新が必要。 ・火山災害に対する警戒体制の強化と安全対策の強化が必要。 ・安全で円滑な道路環境を整備するための体制確保が必要。 ・災害の発生抑制に向けた施設整備や危険箇所の周知等が必要。
	1-3	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・確実な情報伝達を行うとともに情報伝達体制の多重化を推進することが必要。 ・防災行政無線の難聴地域の解消が必要。 ・住民一人ひとりの適正な行動をとるための訓練や啓発が必要。 ・要支援者に対する支援体制の強化及び関係機関との情報共有

				の更なる連携が必要。
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> 適切な役割分担のもとで、食料・飲料水等の確保を図ることが必要。 防災上重要な施設における耐震化の更なる推進を図ることが必要。 災害に強い道路網の形成に向けた道路や橋梁の長寿命化の推進と狭あい道路整備事業の推進が必要。
		2-2	長期にわたる孤立集落等の発生	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路の防災・減災対策の実施と緊急輸送ネットワークの機能強化が必要。 防災上重要な施設における耐震化の更なる推進を図ることが必要。 孤立が予想される集落の想定や緊急時のアクセス手段の確保が必要。
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊、警察、消防が被災することを想定した対策が必要。 地域の救助・救急を担う自主防災組織の育成支援に努めることが必要。 消防団を中心とした消防力の強化が必要。 住民一人ひとりの適正な行動をとるための訓練や啓発が必要。
		2-4	多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所生活が困難となる事態	<ul style="list-style-type: none"> 適正な避難所・福祉避難所の確保を努めることが必要。 住民が主体となった避難所運営に向けた取組が必要。

		2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の体制強化、人材確保、薬剤及び資機材の備蓄が必要。 ・災害に強い道路網の形成に向けた道路や橋梁の長寿命化の推進と狭あい道路整備事業の推進が必要。 ・緊急輸送道路の防災・減災対策の実施と緊急輸送ネットワークの機能強化が必要。
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後の被災者の健康支援に取り組むことが必要。 ・三密（密閉、密集、密接）回避等による感染症対策に取り組むことが必要。
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化等	<ul style="list-style-type: none"> ・警察及び関係機関との情報共有体制の構築に取り組むことが必要。 ・災害発生時の治安悪化に関して、住民一人ひとりの認識を高めていくことが必要。
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機能が大幅に低下する事態を想定しておくことが必要。 ・災害時相互応援協定を締結している市町村からの支援の受入体制を検討しておくことが必要。 ・防災上重要な施設における耐震化の更なる推進を図ることが必要。
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信・映像設備、非常用発電設備等の正常な状態を常時確保するため、保守管理を適切に行うことが必要。
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達手段の多重化に取り組むことが必要。

			害情報が必要な者に伝達できない事態	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の難聴地域の解消が必要。
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産能力低下、経済活動の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の耐震化や業務継続計画（BCP）の策定を促すことが必要。 ・緊急輸送道路の防災・減災対策の実施と緊急輸送ネットワークの機能強化が必要。 ・防災上重要な施設における耐震化の更なる推進を図ることが必要。 ・災害に強い道路網の形成に向けた道路や橋梁の長寿命化の推進と狭あい道路整備事業の推進が必要。 ・孤立が予想される集落の想定や緊急時のアクセス手段の確保が必要。
		5-2	食料等の安定供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的かつ効率的な営農を推進するため、ほ場整備による大区画化の検討が必要。 ・緊急輸送道路の防災・減災対策の実施と緊急輸送ネットワークの機能強化が必要。 ・孤立が予想される集落の想定や緊急時のアクセス手段の確保が必要。 ・災害の発生抑制に向けた施設整備や危険箇所の周知等が必要。
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、LP ガス供給事業者との連携のもと、安定してエネルギーを確保する体制の構築が必要。 ・緊急車両等に供給する燃料の

	道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る			<p>確保が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力創出・供給システムの導入拡大を促し、エネルギー供給源の多様化を図っていくが必要。
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設の耐震化を進めていくことが必要。 老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進することが必要。
		6-3	地域交通ネットワークが分断される事態	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路の防災・減災対策の実施と緊急輸送ネットワークの機能強化が必要。 防災上重要な施設における耐震化の更なる推進を図ることが必要。 災害に強い道路網の形成に向けた道路や橋梁の長寿命化の推進と狭あい道路整備事業の推進が必要。 孤立が予想される集落の想定や緊急時のアクセス手段の確保が必要。
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	河川の氾濫、水路等の損壊・機能不全による二次災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> 河川や水路の改修と計画的な補修・更新が必要。 災害の発生抑制に向けた施設整備や危険箇所の周知等が必要。
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質の拡散及び流出した際に早期の確認を行う体制づくりが必要。 PCB 廃棄物の適正処理を促進するため、事業者の管理状況を把握することが必要。
		7-3	原子力発電所等からの放射性物質の	<ul style="list-style-type: none"> 放射線測定ができるための体制を確保することが必要。

			放出及びそれに伴う被ばく	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対し放射線に関する知識の普及啓発が必要。
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的かつ効率的な営農を推進するため、ほ場整備による大区画化を検討することが必要。 ・関係機関が連携した鳥獣被害防止対策を強化することが必要。 ・耕作放棄地の防止と解消に向けた取組強化を図ることが必要。 ・森林整備や林業生産活動の活性化と山村経済振興の推進が必要。
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携のもと、災害廃棄物の適正処理に向けた体制強化を図ることが必要。 ・災害に強い道路網の形成に向けた道路や橋梁の長寿命化の推進と狭あい道路整備事業の推進が必要。
		8-2	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時、迅速な応急復旧を行うため、建設業者との協定締結を図ることが必要。 ・災害時相互応援協定を締結している市町村からの支援の受入体制を検討しておくことが必要。 ・災害・復興ボランティア関係団体との連携を強化し、迅速なボランティア受入体制を構築することが必要。
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の個性と魅力にあふれる地域づくりを推進し、地域コミュニティの再生・活性化を図ることが必要。

				<ul style="list-style-type: none">・住民一人ひとりの適正な行動をとるための訓練や啓発が必要。・自主防災組織を中心とした救助・救急活動の体制強化を図ることが必要。・要支援者に対する支援体制の強化及び関係機関との情報共有の更なる連携が必要。
--	--	--	--	---

第5章 強靱化の推進方針

1 強靱化の推進方針の策定

第4章における脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために取り組むべき強靱化施策の推進方針について、「起きてはならない最悪の事態」(プログラム)ごとに策定した。

なお、本計画で設定した25の「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生した場合であっても、本村に致命的なダメージを与えるものであることから、プログラム単位での重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靱化施策について推進を図るものとする。

2 脆弱性評価と推進方針の具体的内容

本村の強靱化施策の推進方針として策定した具体的内容は、次のとおりである。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

強靱化施策プログラム	公共施設の耐震化等		
強靱化の推進方針	住民の命を守るとともに、速やかな復旧・復興の実現への備えとして、多数の者が利用する建築物について、計画的な耐震化に取り組む。また、災害時に住民が利用する避難所や災害対策活動の拠点となる施設、ライフライン関連施設、学校等の教育施設等、地震発生による人命への重大な被害や住民生活へ深刻な影響を及ぼすおそれのある施設については、優先的に耐震対策を行う。		
指標	指標名	公共施設の耐震化率	
	現状値	78%	令和元年度
	目標値	83%	令和7年度
担当課	総務課		
推進事業	公共施設等総合管理計画推進事業		

強靱化施策プログラム	橋梁施設の耐震化等		
強靱化の推進方針	避難対策や物流輸送に必要な緊急輸送道路においては、橋梁の耐震対策を計画的に実施するとともに、老朽化した橋梁の予防保全を取り入れた長寿命化対策を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。		
担当課	建設課		
推進事業	橋梁施設耐震化事業		

強靱化施策プログラム	住宅の耐震化等		
強靱化の推進方針	住宅の耐震化や家具の転倒防止・ブロック塀の転倒防止等の対策による被害の抑制に向け、各種補助事業の継続と周知に取り組む。		
担当課	建設課		
推進事業	コンクリートブロック塀等耐震対策事業 住宅リフォーム補助金交付事業		

強靱化施策プログラム	空き家対策の推進
強靱化の推進方針	適切な管理が行われていない空き家は、大規模自然災害の発生時に倒壊や火災発生危険性が高く、周辺環境の衛生、美観、防犯等の課題も有している。空き家の倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生を防止するため、官民等が連携して総合的な空き家対策を推進する。
担当課	政策推進課、建設課
推進事業	空き家対策事業

強靱化施策プログラム	消防団の充実・強化		
強靱化の推進方針	消防団の消防力の維持・強化に向け、装備の適正な維持管理・更新や訓練の実施に努め、併せて消防車両や屯所の適正な維持管理・更新に努める。 また、女性消防協力隊員及び私設消防並びに防災機関等との連携強化を図り、地域消防力の強化を推進する。		
指標	指標名	消防団員数	
	現状値	172人	令和元年度
	目標値	179人（条例定数）	令和7年度
担当課	住民生活課		
推進事業	消防施設更新計画推進事業 消防装備強化事業 自主防災組織助成事業補助金交付事業 私設消防補助金交付事業 女性消防協力隊補助金交付事業		

強靱化施策プログラム	初期消火の体制強化
強靱化の推進方針	火災を未然に防ぐためには、小さな火のうちに消す初期消火が重要であり、消火方法の啓発や訓練、消火器・住宅用火災警報器の設置や更新を促す。 また、消防水利の適正な維持管理・更新を実施する。
担当課	住民生活課
推進事業	消防施設更新計画推進事業 消防用施設維持管理補助金交付事業

1-2 大規模な火山噴火・土砂災害・異常気象等による多数の死傷者の発生

強靱化施策プログラム	河川及び水路の整備
強靱化の推進方針	台風や集中豪雨などの治水対策として、河川及び水路の改修等に取り組むとともに長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を行う。
担当課	建設課
推進事業	河川改修・維持事業 水路改修・維持事業 道路橋梁改修・維持事業 道路・橋梁長寿命化計画推進事業

強靱化施策プログラム	火山噴火に対する警戒避難体制の整備
強靱化の推進方針	火山災害から住民や登山者・観光客の安全を確保するため、関係機関と連携し、火山噴火に対する警戒避難体制の整備を推進するとともに、火山災害に対する安全対策の強化を図る。
担当課	住民生活課、産業課
推進事業	火山災害防災対策事業

強靱化施策プログラム	土砂災害防止対策の推進
強靱化の推進方針	土砂災害から住民の生命と財産を守るため、ハード対策として、災害発生箇所の再度災害防止対策と減災に向けた砂防・治山施設等の整備を重点的に推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等の指定推進及び土砂災害ハザードマップの更新や防災訓練を通して警戒避難体制の整備を図るなどソフト対策を強化していく。
担当課	建設課、住民生活課
推進事業	土砂災害ハザードマップ更新事業 砂防治山施設等整備事業 土砂災害防災対策事業 大玉村地区別防災訓練

強靱化施策プログラム	道路の除雪体制等の確保
強靱化の推進方針	暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても安全で円滑な道路環境を整備するため、適切な道路除雪に取り組み、除雪体制等の充実・確保を推進する。
担当課	建設課
推進事業	道路橋梁改修・維持事業（除雪事業）

強靱化施策プログラム	ため池及びダム防災・減災対策
強靱化の推進方針	災害の発生に備え、ため池・ダムの多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や改修、更にはハザードマップの作成・公表を行い防災・減災対策の推進を図る。
担当課	建設課
推進事業	ため池ハザードマップ策定事業 灌漑用水施設維持管理事業

1-3 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

強靱化施策プログラム	住民等への情報伝達体制の強化
強靱化の推進方針	<p>J-ALERT から伝達される情報を、各住民に確実に伝達することができるよう、関係機関との連携のもと情報伝達体制の強化や訓練の実施に努めると同時に、情報伝達体制の多重化を推進する。</p> <p>また、戸別受信機の設置普及を推進するとともに、防災行政無線の難聴地域の解消に努める。</p>
担当課	住民生活課
推進事業	<p>防災行政無線維持管理事業</p> <p>防災行政無線戸別受信機整備事業</p>

強靱化施策プログラム	住民一人ひとりの適正な避難行動
強靱化の推進方針	<p>住民一人ひとりが、村から発令される避難情報についての理解を高めるため、防災訓練を通じて啓発及び周知を図る。</p> <p>また、行政区単位の住民主体による地区毎に応じた防災訓練の実施並びに防災計画の策定に向けた取り組みを行う。</p>
担当課	住民生活課
推進事業	<p>大玉村総合防災訓練</p> <p>大玉村地区別防災訓練</p> <p>大玉村地区別防災計画策定業務</p>

強靱化施策プログラム	避難行動要支援者対策		
強靱化の推進方針	<p>避難時に支援を必要とする住民の把握に向け避難行動要支援者名簿の更新を行う。また、避難行動要支援者名簿記載者の理解を図った上で、関係機関と名簿の共有を行い、避難支援体制の強化に努める。</p>		
指標	指標名	避難行動要支援者名簿の更新回数	
	現状値	年1回	令和元年度
	目標値	年2回	令和7年度
担当課	健康福祉課、住民生活課		
推進事業	要支援者名簿維持管理事業		

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

強靱化施策プログラム	適切な役割分担のもとでの備蓄
強靱化の推進方針	住民に対し、3日分の食料、飲料水及び非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の備蓄を促していくため、啓発活動や備蓄の支援に取り組む。
担当課	住民生活課
推進事業	備蓄品整備事業

強靱化施策プログラム	事業者との連携強化		
強靱化の推進方針	事業者との「災害時における物資の供給に関する協定」の締結に取り組み、大規模災害時における食料、飲料水等の確保に向けた体制整備に取り組む。		
指標	指標名	災害時における物資の供給に関する協定締結数	
	現状値	1社	令和元年度
	目標値	3社	令和7年度
担当課	住民生活課		
推進事業	災害時における物資の供給に関する協定締結推進事業		

強靱化施策プログラム	橋梁施設の耐震化等（再掲）
強靱化の推進方針	避難対策や物流輸送に必要な緊急輸送道路においては、橋梁の耐震対策を計画的に実施するとともに、老朽化した橋梁の予防保全を取り入れた長寿命化対策を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。
担当課	建設課
推進事業	橋梁施設耐震化事業

強靱化施策プログラム	災害に強い道路網の形成
強靱化の推進方針	<p>関係機関との連携のもと、災害に強い道路網の形成に向け、道路や橋梁の長寿命化計画の推進に努める。</p> <p>また、狭あい道路は、消火活動や救急活動あるいは災害時の避難の妨げになることから、引き続き狭あい道路整備事業を推進する。</p>
担当課	建設課
推進事業	<p>道路橋梁改修・維持事業</p> <p>道路・橋梁長寿命化計画推進事業</p> <p>狭あい道路整備事業</p>

2-2 長期にわたる孤立集落等の発生

強靱化施策プログラム	緊急輸送道路の防災・減災対策
強靱化の推進方針	緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、道路部の危険箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。
担当課	建設課
推進事業	緊急輸送道路整備事業

強靱化施策プログラム	橋梁施設の耐震化等（再掲）
強靱化の推進方針	避難対策や物流輸送に必要な緊急輸送道路においては、橋梁の耐震対策を計画的に実施するとともに、老朽化した橋梁の予防保全を取り入れた長寿命化対策を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。
担当課	建設課
推進事業	橋梁施設耐震化事業

強靱化施策プログラム	迂回路となり得る林道の整備
強靱化の推進方針	林道は大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点を考慮に入れながら林道の整備を推進する。
担当課	建設課
推進事業	林道整備事業

不可欠な行政する

強靱化施策プログラム	孤立集落の発生抑制
強靱化の推進方針	孤立が予想される集落をあらかじめ想定しておくとともに、事前の迂回路の計画策定及び整備に努める。
担当課	建設課
推進事業	緊急輸送道路整備事業 林道整備事業

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

強靱化施策プログラム	自助・共助・互助による救助・救急活動の体制強化
強靱化の推進方針	大規模災害時には、救助・救急を担う機関の対応が困難になる事態が想定されることから、自主防災組織を中心とした救助・救急活動の体制強化として、救助・救急対応に関する訓練や救命講習会の実施、自主防災組織における防災資機材の整備に努める。
担当課	住民生活課、健康福祉課
推進事業	自主防災組織助成事業補助金交付事業 私設消防補助金交付事業

強靱化施策プログラム	消防団の充実・強化（再掲）		
強靱化の推進方針	消防団の消防力の維持・強化に向け、装備の適正な維持管理・更新や訓練の実施に努め、併せて消防車両や屯所の適正な維持管理・更新に努める。 また、女性消防協力隊員及び私設消防並びに防災機関等との連携強化を図り、地域消防力の強化を推進する。		
指標	指標名	消防団員数	
	現状値	172人	令和元年度
	目標値	179人（条例定数）	令和7年度
担当課	住民生活課		
推進事業	消防施設更新計画推進事業 消防装備強化事業 自主防災組織助成事業補助金交付事業 私設消防補助金交付事業 女性消防協力隊補助金交付事業		

強靱化施策プログラム	住民一人ひとりの適正な避難行動（再掲）
強靱化の推進方針	<p>住民一人ひとりが、村から発令される避難情報についての理解を高めるため、防災訓練を通じて啓発及び周知を図る。</p> <p>また、行政区単位の住民主体による地区毎に応じた防災訓練の実施並びに防災計画の策定に向けた取り組みを行う。</p>
担当課	住民生活課
推進事業	<p>大玉村総合防災訓練</p> <p>大玉村地区別防災訓練</p> <p>大玉村地区別防災計画策定業務</p>

2-4 多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所生活が困難となる事態

強靱化施策プログラム	避難所の確保
強靱化の推進方針	災害の種別に応じた避難所の確保に努めるとともに、拠点避難所における備蓄の整備に努める。
担当課	住民生活課、健康福祉課
推進事業	備蓄品整備事業 避難所整備事業

強靱化施策プログラム	避難所の開設・運営体制づくり		
強靱化の推進方針	地域住民が主体となった避難所の開設・運営の体制づくりに向け、避難所運営マニュアルの作成やマニュアルを使用した訓練の実施に取り組む。		
指標	指標名	避難所開設及び運営訓練	
	現状値	隔年	令和元年度
	目標値	毎年	令和7年度
担当課	住民生活課、健康福祉課		
推進事業	大玉村総合防災訓練 大玉村地区別防災訓練 大玉村地区別防災計画策定業務		

強靱化施策プログラム	福祉避難所の確保
強靱化の推進方針	災害時における要配慮者の収容保護のため福祉避難所の確保に努めるとともに、関係機関との連携のもと福祉避難所運営訓練や介護をする人の人材確保に努める。
担当課	健康福祉課、住民生活課
推進事業	避難所整備事業 備蓄品整備事業 大玉村総合防災訓練

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

強靱化施策プログラム	薬剤の備蓄
強靱化の推進方針	大規模災害時においては、医療機関の被災や、交通網が寸断することにより、医療機能がマヒする事態が想定されることから、必要となる薬剤の備蓄に努める。
担当課	健康福祉課
推進事業	備蓄品整備事業

強靱化施策プログラム	地域での医療体制の確保
強靱化の推進方針	交通網の寸断が発生した場合においても、地域での医療の提供が可能となるように、各地域に在住する医療関係者のネットワークの形成や地域での資機材の保管に努める。
担当課	健康福祉課
推進事業	備蓄品整備事業 医療関係者ネットワーク形成事業

強靱化施策プログラム	災害に強い道路網の形成（再掲）
強靱化の推進方針	関係機関との連携のもと、災害に強い道路網の形成に向け、道路や橋梁の長寿命化計画の推進に努める。 また、狭あい道路は、消火活動や救急活動あるいは災害時の避難の妨げになることから、引き続き狭あい道路整備事業を推進する。
担当課	建設課
推進事業	道路橋梁改修・維持事業 道路・橋梁長寿命化計画推進事業 狭あい道路整備事業

強靱化施策プログラム	緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）
強靱化の推進方針	緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、道路部の危険箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。
担当課	建設課
推進事業	緊急輸送道路整備事業

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

強靱化施策プログラム	健康支援活動の体制整備
強靱化の推進方針	災害発生後は、生活環境の悪化や被災の心理的影響から、体調を崩したり、病気になったりすることも想定されることから、関係機関との連携のもと、被災者の健康支援に当たる。
担当課	健康福祉課
推進事業	被災者健康支援事業

強靱化施策プログラム	心の健康への専門的な支援の推進
強靱化の推進方針	被災による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症に対して、関係機関との連携のもと専門的な相談・支援が行える体制づくりに努める。
担当課	健康福祉課
推進事業	被災者健康支援事業

強靱化施策プログラム	感染症等の予防、防疫活動の実施体制の整備
強靱化の推進方針	避難所における感染症や新型コロナウイルス、インフルエンザ等の流行を予防するため、マスクの着用や手指の消毒の奨励、防疫活動に努める。 また、感染症の発症が確認された際の患者の隔離、消毒の実施等のまん延防止措置についても検討しておく。
担当課	健康福祉課
推進事業	被災者健康支援事業 備蓄品整備事業 避難所整備事業

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化等

強靱化施策プログラム	地域の治安の維持
強靱化の推進方針	大規模災害時においても地域の治安の維持が図られるよう、警察や関係機関における情報の共有に向けた体制の確認と、住民への確実な伝達手段の確認を実施する。
担当課	住民生活課
推進事業	警察消防連絡協議会事務 防災行政無線維持管理事業 防災行政無線戸別受信機整備事業

強靱化施策プログラム	治安悪化によって生じる事態の周知
強靱化の推進方針	警察機能の低下が生じた際には、無人となった住宅・店舗、コンビニエンスストアのATM、自動販売機を狙った窃盗事件等が発生する恐れがあるため、関係機関の連携のもと、災害発生時における治安悪化によって生じる事態の周知に努める。
担当課	住民生活課
推進事業	警察消防連絡協議会事務 防犯団体助成事業補助金交付事業 防犯灯維持管理事業補助金交付事業

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

強靱化施策プログラム	行政機能の維持
強靱化の推進方針	<p>業務継続計画（BCP）が適切に実行できるよう、訓練を通じて評価・検証を行っていく。</p> <p>また、大規模災害時には、職員だけの対応は困難になることから、自主防災組織をはじめとした関係団体との役割分担について検討していく。</p>
担当課	住民生活課
推進事業	<p>業務継続計画（BCP）改定事業</p> <p>大玉村総合防災訓練</p> <p>大玉村地区別防災訓練</p>

強靱化施策プログラム	職員の資質向上
強靱化の推進方針	<p>新規採用職員の研修や職場外研修の機会において、防災・減災に関する学習機会を設けることにより、職員の資質の向上に努める。</p>
担当課	総務課、住民生活課
推進事業	<p>職員研修</p> <p>大玉村総合防災訓練</p> <p>大玉村地区別防災訓練</p>

強靱化施策プログラム	受援体制の検討
強靱化の推進方針	<p>大規模な災害発生時には、災害時相互応援協定に基づく県・他自治体からの職員の支援をはじめ、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣といった様々な救援・救助部隊の活動が想定されることから、受入体制の構築に向けた受援計画の作成に取り組む。</p>
担当課	住民生活課
推進事業	受援計画策定事務

強靱化施策プログラム	公共施設の耐震化等（再掲）		
強靱化の推進方針	住民の命を守るとともに、速やかな復旧・復興の実現への備えとして、多数の者が利用する建築物について、計画的な耐震化に取り組む。また、災害時に住民が利用する避難所や災害対策活動の拠点となる施設、ライフライン関連施設、学校等の教育施設等、地震発生による人命への重大な被害や住民生活へ深刻な影響を及ぼすおそれのある施設については、優先的に耐震対策を行う。		
指標	指標名	公共施設の耐震化率	
	現状値	78%	令和元年度
	目標値	83%	令和7年度
担当課	総務課		
推進事業	公共施設等総合管理計画推進事業		

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

強靱化施策プログラム	防災拠点の機能確保
強靱化の推進方針	いつ災害が発生したとしても速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応を実現するため、防災拠点施設である本庁舎及び農村環境改善センター等の情報通信・映像設備、非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り組む。
担当課	住民生活課、総務課、政策推進課
推進事業	公共施設等総合管理計画推進事業 役場庁舎建設事業 防災行政無線維持管理事業 非常用発電設備整備事業 OA化推進事業

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない
事態

強靱化施策プログラム	多様な情報伝達手段の周知
強靱化の推進方針	災害発生時に、確実な情報伝達が行われるよう、防災訓練の機会を活用して、自主防災組織の代表者等への屋外スピーカーの使用法の周知や、戸別受信機の使用法の周知に努める。
担当課	住民生活課
推進事業	防災行政無線維持管理事業 大玉村総合防災訓練 大玉村地区別防災訓練

強靱化施策プログラム	住民等への情報伝達体制の強化
強靱化の推進方針	J-ALERT から伝達される情報を、各住民に確実に伝達することができるよう、関係機関との連携のもと情報伝達体制の強化や訓練の実施に努めると同時に、情報伝達体制の多重化を推進する。 また、戸別受信機の設置普及を推進するとともに、防災行政無線の難聴地域の解消に努める。
担当課	住民生活課
推進事業	防災行政無線維持管理事業 防災行政無線戸別受信機整備事業

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産能力低下、経済活動の停滞

強靱化施策プログラム	事業活動の継続
強靱化の推進方針	大規模な災害が発生した際においても、事業継続が図られるよう、事業所の耐震化や業務継続計画（BCP）の作成を促す。
担当課	住民生活課
推進事業	事業所BCP策定支援事業

強靱化施策プログラム	緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）
強靱化の推進方針	緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、道路部の危険箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。
担当課	建設課
推進事業	緊急輸送道路整備事業

強靱化施策プログラム	橋梁施設の耐震化等（再掲）
強靱化の推進方針	避難対策や物流輸送に必要な緊急輸送道路においては、橋梁の耐震対策を計画的に実施するとともに、老朽化した橋梁の予防保全を取り入れた長寿命化対策を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。
担当課	建設課
推進事業	橋梁施設耐震化事業

強靱化施策プログラム	災害に強い道路網の形成（再掲）
強靱化の推進方針	<p>関係機関との連携のもと、災害に強い道路網の形成に向け、道路や橋梁の長寿命化計画の推進に努める。</p> <p>また、狭あい道路は、消火活動や救急活動あるいは災害時の避難の妨げになることから、引き続き狭あい道路整備事業を推進する。</p>
担当課	建設課
推進事業	<p>道路橋梁改修・維持事業</p> <p>道路・橋梁長寿命化計画推進事業</p> <p>狭あい道路整備事業</p>

強靱化施策プログラム	迂回路となり得る林道の整備（再掲）
強靱化の推進方針	<p>林道は大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点を考慮に入れながら林道の整備を推進する。</p>
担当課	建設課
推進事業	林道整備事業

5-2 食料等の安定供給の停滞

強靱化施策プログラム	食料生産基盤の整備
強靱化の推進方針	食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、農業機械の共同利用の推進やビニールハウスの整備補助等による持続可能な生産基盤の継続を図る施策を実施するほか、安定的かつ効率的な営農を推進するため、ほ場整備による大区画化を検討する。
担当課	産業課
推進事業	新規就農・農業後継者育成支援事業 農業委員会活動事業 耕作放棄地対策事業 土地基盤整備事業 多面的機能・環境保全対策事業 ICT農業普及促進事業

強靱化施策プログラム	緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）
強靱化の推進方針	緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、道路部の危険箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。
担当課	建設課
推進事業	緊急輸送道路整備事業

強靱化施策プログラム	迂回路となり得る林道の整備（再掲）
強靱化の推進方針	林道は大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点を考慮に入れながら林道の整備を推進する。
担当課	建設課
推進事業	林道整備事業

強靱化施策プログラム	ため池及びダム防災・減災対策（再掲）
強靱化の推進方針	災害の発生に備え、ため池・ダムの多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や改修、更にはハザードマップの作成・公表を行い防災・減災対策の推進を図る。
担当課	建設課
推進事業	ため池ハザードマップ策定事業 灌漑用水施設維持管理事業

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

強靱化施策プログラム	電気、LPガス供給事業者との連携強化
強靱化の推進方針	災害時においても、速やかなエネルギーの確保が行われるよう、電気、LPガスとの協定に基づき、いつ起こるかわからない災害に備えて、日頃から協力要請や連絡体制を相互に確認し、協定締結事業者との連携強化に取り組む。
担当課	住民生活課
推進事業	大玉村総合防災訓練

強靱化施策プログラム	緊急車両等に供給する燃料の確保
強靱化の推進方針	大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、給油取扱所と燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結し、緊急車両等への優先給油を行える体制を整備する。 また、関係機関、各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取り組みを推進していく。
担当課	住民生活課
推進事業	災害時における物資の供給に関する協定締結推進事業

強靱化施策プログラム	再生可能エネルギーの導入拡大
強靱化の推進方針	大規模災害発生時においても、生活・経済活動に必要なエネルギーの供給を確保するため、再生可能エネルギーを始めとした自家消費型の電力創出・供給システムの導入拡大を促し、エネルギーの供給源の多様化を図る。
担当課	再生復興課、政策推進課
推進事業	太陽光発電設備補助金交付事業 再生可能エネルギー導入支援事業

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

強靱化施策プログラム	上水道施設の防災・減災対策
強靱化の推進方針	大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、将来的な水需要等を踏まえた水道施設の耐震化や更新、適切な維持管理を図る。
担当課	建設課
推進事業	老朽管路更新事業

強靱化施策プログラム	農業集落排水施設の防災・減災対策
強靱化の推進方針	農業集落排水施設の長寿命化を計画的に進めるため最適整備構想の策定や適時適切な施設の修繕・更新を行い、農村生活環境の改善、農業用排水の水質保全・機能維持を図る。
担当課	建設課
推進事業	農業集落排水施設整備事業

強靱化施策プログラム	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進
強靱化の推進方針	浄化槽の災害耐性を強化するため、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。
担当課	再生復興課
推進事業	合併処理浄化槽促進事業

6-3 地域交通ネットワークが分断される事態

強靱化施策プログラム	緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）
強靱化の推進方針	緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、道路部の危険箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。
担当課	建設課
推進事業	緊急輸送道路整備事業

強靱化施策プログラム	橋梁施設の耐震化等（再掲）
強靱化の推進方針	避難対策や物流輸送に必要な緊急輸送道路においては、橋梁の耐震対策を計画的に実施するとともに、老朽化した橋梁の予防保全を取り入れた長寿命化対策を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。
担当課	建設課
推進事業	橋梁施設耐震化事業

強靱化施策プログラム	迂回路となり得る林道の整備（再掲）
強靱化の推進方針	林道は大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点を考慮に入れながら林道の整備を推進する。
担当課	建設課
推進事業	林道整備事業

要不可欠な行

強靱化施策プログラム	道路の除雪体制等の確保（再掲）
強靱化の推進方針	暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても安全で円滑な道路環境を整備するため、適切な道路除雪に取り組み、除雪体制等の充実・確保を推進する。
担当課	建設課
推進事業	道路橋梁改修・維持事業（除雪事業）

強靱化施策プログラム	災害に強い道路網の形成（再掲）
強靱化の推進方針	<p>関係機関との連携のもと、災害に強い道路網の形成に向け、道路や橋梁の長寿命化計画の推進に努める。</p> <p>また、狭あい道路は、消火活動や救急活動あるいは災害時の避難の妨げになることから、引き続き狭あい道路整備事業を推進する。</p>
担当課	建設課
推進事業	<p>道路橋梁改修・維持事業</p> <p>道路・橋梁長寿命化計画推進事業</p> <p>狭あい道路整備事業</p>

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 河川の氾濫、水路等の損壊・機能不全による二次災害の発生

強靱化施策プログラム	河川及び水路の整備（再掲）
強靱化の推進方針	台風や集中豪雨などの治水対策として、河川及び水路の改修等に取り組むとともに長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を行う。
担当課	建設課
推進事業	河川改修・維持事業 水路改修・維持事業 道路橋梁改修・維持事業 道路・橋梁長寿命化計画推進事業

強靱化施策プログラム	土砂災害防止対策の推進（再掲）
強靱化の推進方針	土砂災害から住民の生命と財産を守るため、ハード対策として、災害発生箇所の再度災害防止対策と減災に向けた砂防・治山施設等の整備を重点的に推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等の指定推進及び土砂災害ハザードマップの更新や防災訓練を通して警戒避難体制の整備を図るなどソフト対策を強化していく。
担当課	建設課、住民生活課
推進事業	土砂災害ハザードマップ更新事業 砂防治山施設等整備事業 土砂災害防災対策事業 大玉村地区別防災訓練

強靱化施策プログラム	ため池及びダム防災・減災対策（再掲）
強靱化の推進方針	災害の発生に備え、ため池・ダムの多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や改修、更にはハザードマップの作成・公表を行い防災・減災対策の推進を図る。
担当課	建設課
推進事業	ため池ハザードマップ策定事業 灌漑用水施設維持管理事業

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

強靱化施策プログラム	危険物施設の対策
強靱化の推進方針	大規模な地震発生後において、危険物施設の損壊等により、有害物質等が大規模拡散・流出していないかの確認を行う体制強化に努める。
担当課	再生復興課
推進事業	有害廃棄物管理事業

強靱化施策プログラム	PCB廃棄物の適正処理
強靱化の推進方針	災害等の発生によってPCBが拡散・流出する事態を防止するためには、保管事業者がPCB廃棄物を速やかにかつ適正に処理するとともに、処理完了までの間において本体・保管容器の転倒・漏れ防止対策等に留意した適正保管を実施することが求められることから、事業者の管理状況を把握し、PCB廃棄物の適正処理を促進する。
担当課	再生復興課
推進事業	有害廃棄物管理事業

7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

強靱化施策プログラム	危険物施設の対策
強靱化の推進方針	村内16箇所のモニタリングポスト（可搬型を含む）による環境放射線量の計測を継続するよう国に要請するとともに、廃炉作業等での放射性物質放出等の突発的な事象が起こった場合に、村民の被ばくを最小限に抑えるため、即時に放射線測定ができるための体制確保についても併せて国に要請する。
担当課	再生復興課
推進事業	放射線測定継続要望事業

強靱化施策プログラム	放射線等に関する正しい知識の普及啓発
強靱化の推進方針	放射線による健康被害や原子力発電所の状況に対し、定期的に学習する機会を設け、住民に対し放射線に関する正しい知識の普及啓発に努める。
担当課	再生復興課、健康福祉課、教育委員会
推進事業	放射線教育推進事業

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

強靱化施策プログラム	食料生産基盤の整備（再掲）
強靱化の推進方針	食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、農業機械の共同利用の推進やビニールハウスの整備補助等による持続可能な生産基盤の継続を図る施策を実施するほか、安定的かつ効率的な営農を推進するため、ほ場整備による大区画化を検討する。
担当課	産業課
推進事業	新規就農・農業後継者育成支援事業 農業委員会活動事業 耕作放棄地対策事業 土地基盤整備事業 多面的機能・環境保全対策事業 ICT農業普及促進事業

強靱化施策プログラム	鳥獣被害防止対策の充実・強化		
強靱化の推進方針	有害鳥獣の被害対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念される状況にある。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関との連携協力による鳥獣被害防止対策の充実・強化を図る。		
指標	指標名	有害鳥獣の年間捕獲頭数	
	現状値	30 頭	令和元年
	目標値	45 頭	令和7年度
担当課	産業課		
推進事業	有害鳥獣対策事業 耕作放棄地対策事業		

強靱化施策プログラム	耕作放棄地の発生防止と再生		
強靱化の推進方針	農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働き等の多面的機能を有しており、耕作放棄地による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、耕作放棄地の実態把握に努めるとともに、中山間地域における集落単位での農業生産活動や遊休農地の保全活動など、耕作放棄地の防止と解消に向けた取り組みへの充実・強化を図る。		
指標	指標名	耕作放棄地面積	
	現状値	132.8ha	平成27年度
	目標値	76.2ha	令和7年度
担当課	産業課、農業委員会		
推進事業	新規就農・農業後継者育成支援事業 農業委員会活動事業 耕作放棄地対策事業 土地基盤整備事業 多面的機能・環境保全対策事業 ICT農業普及促進事業 中山間地域総合整備事業		

強靱化施策プログラム	災害に強い森林の整備		
強靱化の推進方針	放射性物質による汚染等の影響により、森林整備や林業生産活動が停滞し、水源涵養や山地災害防止機能等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されている状況にあることから、森林整備と放射性物質対策を一体的に取り組み、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備や山村経済の振興等を図り、災害に強い森林づくりを推進する。		
指標	指標名	森林整備面積（H25年度からの累計）	
	現状値	50ha	平成31年度
	目標値	70ha	令和7年度
担当課	産業課		
推進事業	森林整備事業 土地基盤整備事業		

8 大自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

強靱化施策プログラム	災害廃棄物の適正処理の体制
強靱化の推進方針	策定済みの災害廃棄物処理計画を随時更新する。また、災害廃棄物の仮置場の候補地の選定に取り組むとともに、公的機関や民間団体における受入条件や処理可能量等の確認を行い、協定や覚書により、災害発生時における処理体制の構築に努める。
担当課	再生復興課
推進事業	災害廃棄物処理計画推進事業

強靱化施策プログラム	災害に強い道路網の形成（再掲）
強靱化の推進方針	関係機関との連携のもと、災害に強い道路網の形成に向け、道路や橋梁の長寿命化計画の推進に努める。 また、狭あい道路は、消火活動や救急活動あるいは災害時の避難の妨げになることから、引き続き狭あい道路整備事業を推進する。
担当課	建設課
推進事業	道路橋梁改修・維持事業 道路・橋梁長寿命化計画推進事業 狭あい道路整備事業

8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

強靱化施策プログラム	建設業者等との協定締結
強靱化の推進方針	大規模災害によりインフラ施設が被災した場合、応急復旧等を迅速に行うため、各種建設関係団体と災害時における応急対策業務の支援についての協定締結を図る。
担当課	建設課
推進事業	災害時における応急復旧に関する協定締結推進事業

強靱化施策プログラム	受援体制の検討（再掲）
強靱化の推進方針	大規模な災害発生時においては、災害時相互応援協定に基づく県・他自治体からの職員の支援をはじめ、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣といった様々な救援・救助部隊の活動が想定されることから、受入体制の構築に向けた受援計画の作成に取り組む。
担当課	住民生活課
推進事業	受援計画策定事務

強靱化施策プログラム	災害・復興ボランティア関係団体との連携強化
強靱化の推進方針	大規模自然災害等が発生した場合であっても、ボランティアを円滑に受け入れ、ボランティアを必要とする作業内容や場所等の把握、災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの活動調整等を適切に行うため、大玉村社会福祉協議会と連携を図り、防災訓練等を通じて開設、運営の訓練に努める。
担当課	健康福祉課
推進事業	社会福祉協議会運営補助金交付事業

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

強靱化施策プログラム	地域コミュニティの再生・活性化
強靱化の推進方針	地域コミュニティは災害時に地域の人々が互いに助け合う「共助」を担う基盤であることから、地域コミュニティの形成及び強化を促すとともに、住民主体の個性と魅力にあふれる地域づくりを推進し、地域コミュニティの再生・活性化を図っていく。
担当課	政策推進課
推進事業	コミュニティ施設整備事業補助金交付事業 むらおこし活性化事業補助金交付事業 地域づくり活動サポート事業補助金交付事業

強靱化施策プログラム	住民一人ひとりの適正な避難行動（再掲）
強靱化の推進方針	住民一人ひとりが、村から発令される避難情報についての理解を高めるため、防災訓練を通じて啓発及び周知を図る。 また、行政区単位の住民主体による地区毎に応じた防災訓練の実施並びに防災計画の策定に向けた取り組みを行う。
担当課	住民生活課
推進事業	大玉村総合防災訓練 大玉村地区別防災訓練 大玉村地区別防災計画策定業務

強靱化施策プログラム	避難行動要支援者対策（再掲）		
強靱化の推進方針	避難時に支援を必要とする住民の把握に向け避難行動要支援者名簿の更新を行う。また、避難行動要支援者名簿記載者の理解を図った上で、関係機関と名簿の共有を行い、避難支援体制の強化に努める。		
指標	指標名	避難行動要支援者名簿の更新回数	
	現状値	年1回	令和元年度
	目標値	年2回	令和7年度
担当課	健康福祉課、住民生活課		
推進事業	要支援者名簿維持管理事業		

強靱化施策プログラム	自助・共助・互助による救助・救急活動の体制強化
強靱化の推進方針	大規模災害時には、救助・救急を担う機関の対応が困難になる事態が想定されることから、自主防災組織を中心とした救助・救急活動の体制強化として、救助・救急対応に関する訓練や救命講習会の実施、自主防災組織における防災資機材の整備に努める。
担当課	住民生活課、健康福祉課
推進事業	自主防災組織助成事業補助金交付事業 私設消防補助金交付事業 消防用施設維持管理補助金交付事業 大玉村総合防災訓練 大玉村地区別防災訓練 大玉村地区別防災計画策定業務

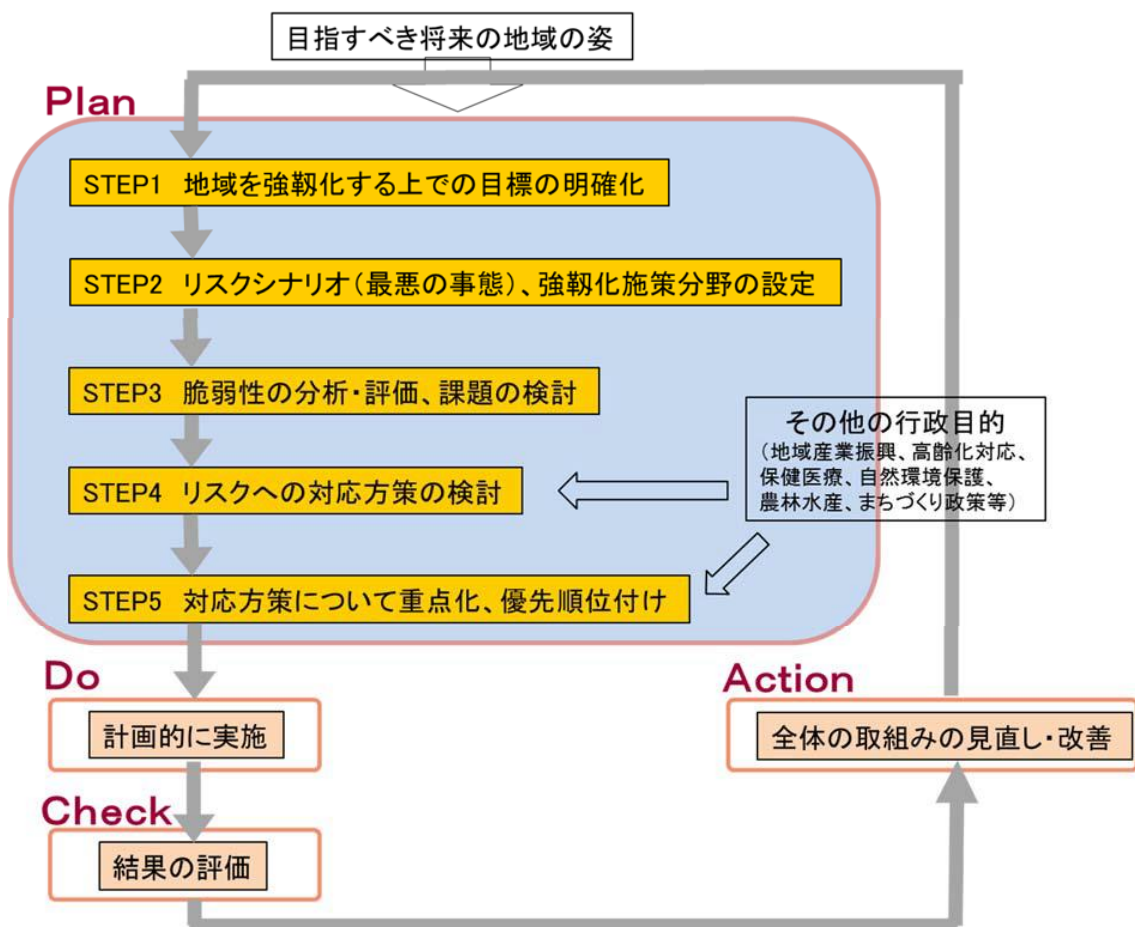
第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進については、部局横断的な体制の下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「強くしなやかな**むらづくり**」に取り組む。

2 進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標等を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本村を取り巻く社会経済情勢の変化や本村における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うものとする。



大玉村国土強靱化地域計画

(令和2年7月)

大玉村役場住民福祉部住民生活課生活安全係

〒 969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内 70 番地

電 話 : 0243-24-8091 (直通)

FAX : 0243-48-3137